

東日本大震災に伴う固定資産税の特例措置について（原発）

東日本大地震による原子力発電所の事故により居住困難区域（帰還困難区域・居住制限区域）内の被災家屋また土地の所有者が、**居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3カ月を経過する日までに代替家屋または土地を取得した場合**、申請することにより特例が受けられます。

1. 特例措置の内容

《代替土地の特例》

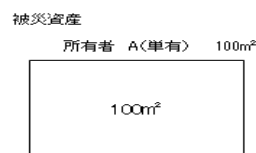
被災家屋の敷地に代わる土地を取得し、その土地の上に被災家屋の代わりに家屋を建築する予定の場合、代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用することによる軽減が受けられます。

《代替家屋の特例》

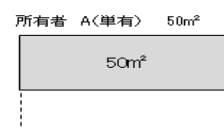
被災家屋に代わる家屋を取得した場合、被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分を1/2、その後2年度分を1/3減額します。

※新築住宅の場合、新築住宅軽減を適用後、上記軽減を適用します。

例1)

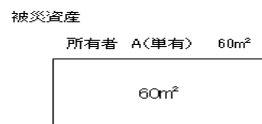


代替資産



50㎡すべてが
特例対象面積

例2)

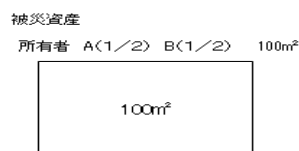


代替資産

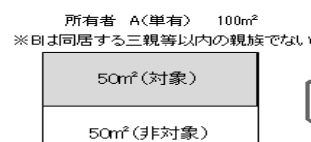


60㎡が*特例対象面積

例3)



代替資産



50㎡が*特例対象面積

2. 特例対象者

《代替家屋の場合》

- ①被災家屋の所有者(共有物の場合は、その持分を有するもの)
- ②被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- ③被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族
- ④被災家屋の所有者(法人)との合併又は分割により、被災家屋に係る事業を継承した法人

《代替住宅用地の場合》

- ①被災住宅用地の所有者(共有物の場合は、その持分を有するもの)
- ②被災住宅用地の所有者に相続が生じたときの相続人等
- ③被災住宅用地の所有者と代替取得した土地の上に新築される家屋に同居予定の3親等内の親族
- ④被災家屋の所有者(法人)との合併又は分割により、被災住宅用地に係る事業を継承した法人

3. 必要書類

①特例適用申告書

②マイナンバー制度に伴う「マイナンバー(個人番号)の確認書類」及び「本人確認書類」

※平成 28 年 1 月以降の社会保障や税の分野での手続きにおいて、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」が必要になりました。なお、法人の場合は不要です。

⇒下記書類の添付または提示をお願いします。

本人(代替資産所有者)が提出する場合	A マイナンバー(個人番号)の確認書類	B 本人確認書類	
	<ul style="list-style-type: none"> ・下記□のいずれか1点 □マイナンバーカード □通知カード □個人番号が記載された住民票等 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記□のいずれか1点 □マイナンバーカード(通知カードは不可) □官公署等が発行した顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、資格証明書等) ・または下記□のいずれか2点 □健康保険証、年金手帳、年金証書等の身分証明書 □官公署等が発行した氏名及び住所又は生年月日の記載があるもの(給与所得等の源泉徴収票、地方税等の領収証明書、印鑑登録証明書、戸籍附票の謄(抄)本、住民票等) ※領収日または発行年月日が6か月以内のもの 	
代理人が提出する場合	C 委任者(代替資産所有者)の個人番号の確認書類	D 代理人の本人確認書類	E 代理権を証明する書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記Aの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記Bに同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記□のいずれか1点 □委任状 □委任者本人しか持ちえない書類(マイナンバーカード、年金手帳、運転免許証、健康保険証等) □その他資格証明書等

※ご家族が来庁される場合は代理人申請となります。

③被災資産(土地・家屋)の所有者(共有物件の場合はその持分)、所在地、面積を確認できる書類の写し

⇒「平成 23 年度固定資産課税台帳登録証明」、「登記事項証明書」等

※被災資産が北上市に所在する場合は不要です。

④被災家屋の処分を確認できる書類の写し

⇒「閉鎖事項証明書」、「解体契約書」、「売買契約書」等

※事情により被災家屋を処分できない場合は「代替特例に係る被災家屋の処分についての申立書」

- ⑤代替資産(土地・家屋)の(共有物件の場合はその持分)、所在地、面積を確認できる書類の写し
⇒「登記事項証明書」、「売買契約書」等
※既に北上市で確認がとれている場合は不要です。
- ⑥被災資産の所有者の相続人の場合
□「戸籍(除籍)抄本」、「住民票除票」等の被災家屋の所有者の死亡日が確認できるものの写し
□「戸籍(除籍)謄本等の被災家屋所有者との相続関係が確認できるものの写し
- ⑦被災資産の所有者と同居する3親等内の親族の場合
⇒世帯全員の「住民票」等の両者の関係、同居の有無が確認できるものの写し
※両者が北上市に住民票(同世帯に限る)がある場合不要です。
- ⑧合併法人または分割承継法人を確認する書類の写し
⇒「法人の登記事項証明書」等

4 その他(注意事項等)

(1)震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

(2)同一の被災資産を対象として、再度特例を受けることができません。

【例】相続人が複数いて、相続人の1人が特例を受けた場合、他の相続人が同じ被災資産を対象として特例を受けることはできません。

(3)必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(4)被災資産の所在する市町村に問い合わせをする場合があります。

(5)郵送で申請する場合、必要書類はすべて写しを同封してください。

※申告書、委任状、代替特例に係る被災家屋の処分についての申立書については原本

お問い合わせ先

北上市財務部資産税課

〒024-8501 北上市芳町1番1号 TEL 0197-64-2111(代表) FAX 0197-65-3793

土地評価係(0197-72-8211) 家屋評価係(0197-72-8212)

ホームページ <http://www.city.kitakami.iwate.jp> Eメール shisan@city.kitakami.iwate.jp